

新型コロナウイルスに関する主な支援策について

～事業主の皆様～

金融(資金繰り)に関する相談をはじめ、労働者が安心して働くことができる環境整備のための支援策もご紹介します。

『経営全般に関して
相談したい』



① 経営に関する相談窓口

○中小機構 関東本部 企業支援課

03-5470-1620 (9:00～17:00)

○各県の中小企業振興公社または産業振興センター(以下は東京)

03-3251-7796 (平日9:00～17:00)

○YBC総研株式会社

03-6436-0203 ((平日9:00～17:00))

相談窓口



『業績が悪化した』
『売上が半減した』



② 持続化給付金

中小企業200万円、個人事業100万円(上限、条件あり)

○中小企業 金融 給付金相談窓口

0570-783183(土日祝日対応 9:00～17:00)

○経済産業省 持続化給付金コールセンター

0120-115-570 (毎日8:30～19:00)

給付



『感染拡大防止のため
休業・時間短縮をした』



③ 感染拡大防止協力金

休業要請事業所、施設に対して10～50万円

○詳細は各県のHPへ(『◎△県、感染防止協力金』で検索)

給付

『やむを得ず事業縮小し
従業員を休ませた』



④ 雇用調整助成金(コロナ感染症特例措置)

休業手当分の費用を助成、中小の場合4/5～9/10(条件あり)

○各都道府県労働局または公共職業安定所(ハローワーク)
(『◎△県労働局、雇用調整助成金 コロナ』で検索)

○学校等休業助成金・支援金受付センター

0120-60-3999(9:00～21:00土日祝日対応)

給付



『従業員が子供の面倒を
みるため働けない』



⑤ 小学校休業等対応助成金

学校の休校等により有給休暇を取得した従業員(正規・非正規雇用問わず)に支払った賃金相当分を支給(上限8,330円/日)

○※④学校等休業助成金・支援金受付センターと同様

給付



『売上減少に伴い当面の
運転資金を調達したい』



⑥ 新型コロナウイルス感染症特別貸付

1か月の売上高が前年同期比5%以上減少の事業者が対象

3年間利子補給で金利負担が実質的に無利子(企業規模により上限あり)

最長5年の据え置き措置で当面元本返済が不要

○日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル

0120-154-505(平日 9:00～17:00)

貸付



『既に受けた債務の返済もあり
追加の返済負担を
負いたくない』



⑦ セーフティネット保証(4号/5号)

信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の80%を保証

中小・小規模事業者対象(売上高等減少に関する市区町村長の認定が必要)

○中小企業金融相談窓口 03-3501-1544

○関東経済産業局 中小企業金融課 048-600-0425

貸付

『既に受けた債務の条件変更済だが
追加の運転資金を
調達したい』



～事業主の皆様(つづき)～

『納税できない』
(法人税・消費税など)



⑧納税の猶予の特例

2月以降、1か月以上事業等収入が前年比20%以上減少
原則一年間の猶予、猶予期間中の延滞税軽減

- 所轄の税務署に連絡、申請
- 相談は国税局猶予相談センターへ

猶予
支払延長



『社会保険料が
支払えない』
(健康保険料・厚生年金保険料など)



⑨保険料の「納付の猶予」「換価の猶予」

事業の廃止・休止、事業の著しい損失で支払えなくなった場合
猶予期間は基本1年間(要件により延長あり)

- 詳細は日本年金機構HPへ 窓口は最寄りの年金事務所
(『◎△県、年金事務所 連絡先』で検索)
- 加盟する健康保険組合へ

猶予
支払延長



経済産業省のコロナ支援対策一覧はこちら

業種別の支援策やテレワークの導入に関する費用等、企業への影響を
緩和し、企業を支援するための施策をまとめて案内しています。



～個人・世帯主の皆様～

仕事・健康・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている方のための
支援策をご紹介します。

全国民が対象



⑩特別定額給付金

一律一人10万円

- 特別定額給付金コールセンター 0120-260-020(9:00～18:30)
- 各市区町村の特別定額給付金関連窓口へ

給付

『離職や廃業、休業などで
住居を失うまたは
失う恐れがある』



⑪住宅確保給付金

原則3か月分の家賃相当額を支給(収入・資産により上限あり)

- 問合せ窓口は市区町村役場

給付

『収入が減り大学等の
事業料が支払えない』



⑫給付奨学金

既に大学等に在学している人が対象(収入の条件あり)

- 日本学生支援機構奨学金相談センター
0570-666-301 (平日9:00～20:00)

給付

『収入減、失業等で
日常生活の維持が困難』



⑬緊急小口資金

一時的資金として10万円以内、感染者や要介護者がいる場合、
20万円以内、無利子で貸付、1年まで据え置き、返済期限は2年

- お近くの市区町村社会福祉協議会

貸付

『支払いが困難』



⑭総合支援資金

2人以上の世帯で月20万円以内、単身世帯で月15万円、原則
3か月以内の期間受けることが可能、1年まで据え置き、返済期限は10年

- ※⑬市区町村社会福祉協議会と同様

貸付

それぞれ徴収猶予の特例措置などがあります。

所得税・住民税・国民年金保険料・介護保険料

…各市町村の税務担当課、保険年金課

公共料金(電気・ガス)・携帯電話…各電気・ガス・水道・電話等事業者へ
住宅ローン…ローンを組んでいる金融機関へ(返済スケジュールの変更が可能)

猶予
支払延長